

近頃、税理士や行政書士の集まりに招かれることが多い。法律の勉強会を開くので、講師として来てほしいというのである。私の専門は会社法を中心とするビジネス法なので、企業の監査役や法務部員の勉強会に呼ばれる事はあっても、税理士や行政書士というのは、以前にはあまりなかったことだ。聞けば、税務相談や各種行政相談をしていると、必ずといってよいほど、法律相談に行きつくという。しかも、最近の法律は複雑に絡み合う上、改正が頻繁に行われる所以、クライアントに迂闊なことはいえないとその表情は真剣だ。私が日本笑い学会という「笑い」を研究する学会（眞面目な学会である）の理事をしている関係もあって、法律を楽しく学んで法律アレルギーを払しょくしたいという願いもあるらしい。

さて、その専門職の先生方と話をしていて驚くのは、行政書士はもちろんのこと、税理士にも法学部の出身者が実に多いということである。ならば、法律の勉強会など必要ないのではと思うが、とにかく法律の授業は難解だった、苦しかった、だから基礎からきちんと学びたいと、一様に口を揃える。中には、「学生時代、主要三科目（憲法・刑法・民法のこと）はどうしたかって？ そんな難しい科目、やり過ごしましたよ」とおっしゃるツワモノもいる。しかし、仕事で法律にぶちあたり、いよいよ逃げられなくなって、昔の怠慢を嘆くのである。

しかし、考えてみると、法学部の授業は面白くない。理屈っぽい、何をいつているのかわからない、第一、用語が難しい。したがって、重要だとわかっている科目でも「やり過ごして」卒業していくことになる。ただ、最近はどの大学の法学部でも上記の主要科目は必修となってきたので、そんなこともいってられない。単位不足で卒業できない学生が法学部に多いのも、そのあた

りが原因かもしれない。私のゼミの優秀な学生でも「試験前に一気に覚えて、乗り切りましたよ」という始末。「憲法は面白い」「民法に感動した」などという者には、滅多にお目にかられない。普段、会社法の講義をしているが、例えば、会社の機構が憲法の三権分立と同じ様相をなすこと、そしてその仕組みの妙を教えてみると、権力と統治機構の奥深さが初めてわかったと、学生の顔がパッと明るくなる。アルキメデスが「ユーリカ (Eureka)」と叫んだごとく、本質を理解したときの「わかる喜び」であろう。

本当は、法律の勉強は面白い。なぜ、理屈を積み重ねるのか、いっていることのポイントはどこにあるのか、なぜ難しい用語を使うのか。それがわかれば、勉強は苦痛ではない。むしろ、パズルのように精緻で合理的な法律の織りなす世界を美しいと感じるはずだ。具体的な法律を取り巻く社会的背景や、法と呼ばれる規範に潜む深遠な哲学に触れることも、ワクワクして楽しい。そう思ってくれる学生が1人でも増えてくれればよいが、さてどうしたものか。

そんなことを考えていた折しも、大学で「法学」の授業を担当することになった。このような科目を受け持つのは、昔から法学部のベテランや重鎮と相場が決まっている。「笑い」の教育効果を気楽に研究している私のような者に白羽の矢があたるとは何かの間違いか、それとも単に年齢から見て順当であると思われたのか。ということは、私の若づくりも簡単に見破られていたということか……。あれこれ詮索する間もなく、「法学」を教えることになった私は、さっそく事前調査を始めた。しかし、学生達から受講希望の理由を聞いてがく然としたのである。それは、受講生のほとんどが、法学部以外からもやって来る教師志望の学生達だが、彼らは、教職課程科目なので仕方なくこの科目をとること、法学部の学生で受講する者がいるとするなら、それは、主要科目が不合格だったのでとりあえず法学からやり直そうと考えるから、というのである。つまり、法に興味のない学生や不合格のトラウマを抱えた受講生が多いということだ。そうすると、ますます私の使命は大きい。そこで私は、法の世界の面白さや美しさをまだ知らない者に向けての入門テキストを作ることにした。それが、本書である。

本書では、I部で法の世界を社会学、哲学、歴史学など様々な見地から取り上げる。六法全書の成り立ちや、具体的な条文を使って解釈する方法も解説す

る。そして、Ⅱ部では、主要科目である憲法、刑法、民法をとりあげ、実際に読み解いていく。本書をきちんと読めば、法的思考力（リーガルマインド）が身につき、どのような法律も難解と思わなくなるはずである。もちろん、法律以外の問題にも、恐れず対処できることになろう。リーガルマインドさえあれば、教師になろうが、企業に就職しうが、税理士になろうが、現実に直面する問題を、与えられた事情の下で、筋道を立てて解決できるからである。参照してほしい箇所は、できるだけ矢印〔⇒〕を設けてページを付記した。どこから読んでもよいので、参照ページを行きつ戻りつしながら、何度も読み込んでほしい。

最後になったが、本書を作るにあたり力を尽くしてくれた、法律文化社編集部の掛川直之氏にお礼を申し上げる。リーガルマインドを持つ氏の適格なアドバイスと協力なくしては、本書は生まれることはなかった。ここに謝意を表したい。

2014（平成26）年10月吉日

木俣 由美